

三郷市立吹上小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では目指す学校像を「子どもが毎日通いたくなる元気な吹上小学校～フレンドリー きれい あかるい げんき～」とし、「体験活動の充実」・「読書活動の推進」・「成功体験の蓄積」の3つの教育活動を要とした特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤とし、学習規律の徹底が図られ、児童は落ち着いて学習に臨んでいる。また、教員一人一人が分かる授業を展開することで、基礎的・基本的な学力の定着と学力向上を図っている。

読書活動では、学校図書館司書と連携し、学校図書館の積極的利用に努め、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、心豊かな児童の育成に努めている。また、PTAからの協力を頂き、毎年多くの新書を購入し本に親しむ環境を整えている。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条第1項）

本校において、いじめの未然防止や早期発見、早期対応が、計画的に行われるよう、講ずべき対策内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道德教育の充実

- ・ 道德授業の活性化を図り、道德的価値を学ばせるとともに、全教科領域を通して、道德的実践力の育成に努める。
- ・ 学校・家庭・地域が一体となった道德教育を推進する。

(2) 学級活動の充実

- ・ 学級活動（1）話し合い活動の充実を図り、互いの意見を尊重しあい、合意形成を図る経験を積み重ねる。
- ・ 学級活動（2）の充実を図り、課題に対して自己決定をし、実践を積み重ねる体験を積み重ねる。
- ・ 学級活動（3）において、発達段階に応じた指導を継続的に取り組む。

(3) 豊かな体験活動の充実

- ・ 異学年集団活動等を通して「優しさ」「思いやり」「責任感」等を実践的に学ぶ。
- ・ 学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・ 農業体験（米づくり体験）を通して、「生命尊重」や「食」の大切さを学ぶ。
- ・ 福祉体験・ボランティア体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 児童会主体の取組

- ・月に1回の「なかよしタイム」において児童主体で計画を立て、好ましい人間関係づくりを行っている。
- ・全校交流集会の企画・準備・実践を児童の発想力を生かして実施する。

(4) 意識の啓発

- ・児童会を中心に全児童が「いじめ撲滅宣言」を行い、意識して生活させる。
- ・人権作文を通して、人権感覚について学ぶ。

(5) 学校ホームページへの掲載

- ・学校いじめ防止基本方針について、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、児童に積極的に言葉掛けをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の実態把握と適切な指導に努める。
- ・休み時間や昼休み等、全教職員で児童の様子に目を配り、共有する。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 相談室・SSW・SC・市役所等関係機関との連携
 - ③ 学習参観や保護者懇談会を通じた保護者との連携
- ・毎月、生徒指導部より、アンケート調査を行い早期発見・早期解決に努める。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員のいじめに対する意識の啓発を図る。
- ・生徒指導教育相談特別委員会を毎月実施し、児童の様子について全教職員で共通理解し同一歩調の指導を行えるようにする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット、SNS等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、適宜、外部講師による情報モラル教育を実施したり、文部科学省、警察庁HPの資料を活用した指導を行ったりする。
- ・児童会を中心に吹上小のスマホルールを作成し、校内や保護者に周知することで、意識の啓発につなげる。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・ささいなことも管理職に報告・連絡・相談することを徹底する。
- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教

員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・ いじめの事実が確認された場合は、速やかに学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

- ・ いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。

(4) 保護者との連携

- ・ いじめられた児童及び保護者に対しては、学校としての支援策を説明するとともに今後の具体的な対応策を協議する。
- ・ いじめを行った児童の保護者に対しては、面談を行い事実関係の説明とともに再発防止のための策を講じる。
- ・ インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議し施策を講じる。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・ 必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、草加児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導（いじめ防止対策）委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談主任・各学年主任・養護教諭
〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

(2) いじめの解消

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
（被害児童等に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する）

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。
〈構成員〉校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・各学年主任
- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。